

都市公園事業等を活用した歴史的資産及び
歴史的環境の保全・整備による良好な景観
形成方策検討調査

要 約 編

目 次

(1) 業務の目的	1
(2) 関連法規、関連事業、関連計画の現況及び課題の検討	1
1) 全国の歴史的資産・歴史的環境の保全・整備の事例収集	1
2) 我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図っている 大規模公園をモデルとした調査	9
3) 文化財保護法等の関連法及び関連支援事業の整理と課題の整理	15
4) 広域地方計画や景観条例等の課題の整理	25
5) 歴史的資産等の保全・整備等に係る文化財保護行政や 世界遺産登録の考え方、課題の整理	26
(3) 歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上手法の検討	27
1) 歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上のためのスキーム検討	27
2) 歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上手法についての 指針作成	29

(1) 業務の目的

我が国のまちには、城址、寺社仏閣などの歴史的に価値の高い建造物が存在し、またその周辺には町屋や武家屋敷などの歴史的建造物が残されており、そこでは工芸品の製造・販売や祭祀行事など、歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれの地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出している。反面、全国各地で、維持管理に多くの費用と手間がかかること、所有者の高齢化や人口減少による担い手の不足等により、町屋等の伝統的な建造物が急速に減少し、良好な歴史的風致が失われつつあることも事実である。

一方、これまで、我が国の歴史的な市街地の環境の保全や活用に係る制度として、古都保存法、文化財保護法、景観法、都市計画法などがあるが、対象となる都市や対象物が限定されていたり、活用に対する支援措置がないなどの限界があり、国土交通省、文化庁の審議会等において、歴史的風致の保存、継承や、核となる文化財の周辺部分の保存活用のための新たな制度の必要性が求められるとともに、保存活用する地方公共団体の取り組みに対する国の支援の必要性が示されている。

以上のことから、本業務は、歴史的風致の維持・向上に係る関連法規、関連事業、関連計画の現況及び課題を整理し、地方公共団体を対象に、歴史的な資産を活用したまちづくりの実施に携わる、“まちづくり行政”と文化財保護行政“の連携等による歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上手法について検討するとともに、収集した事例等を通じて、地方公共団体に対し、当該方策について普及啓発を図るための検討を行うものである。

(2) 関連法規、関連事業、関連計画の現況及び課題の検討

本章では、歴史的資産・歴史的環境の保全・整備・活用等の事例、手法を把握するとともに、関連法規、関連事業、関連計画の現況及び課題を整理し取りまとめている。

1) 全国の歴史的資産・歴史的環境の保全・整備の事例収集

本項では、全国の歴史的資産・歴史的環境の保全・整備事例について、文献調査、ヒアリング調査を行い、歴史的資産・歴史的環境の残存・消失状況、都市の歴史性に係る国民意識、歴史的・文化的資産及び周辺自然環境の保存・活用状況、歴史的資産・歴史的環境の保全・整備・活用事例について把握し取りまとめている。

① 歴史的資産・歴史的環境の残存・消失状況等に関する調査

近代建築の残存・消失状況について、数量的に把握するため文献調査を行った。

また、歴史的資産・歴史的環境を活用したまちづくりに取り組む自治体を対象に、ヒアリング調査を行い、歴史的資産・歴史的環境が滅失・阻害されている事例について把握した。

ア) 東京都特別区における近代建築の残存・消失状況

日本建築学会の養田ひろ子ほか（渡辺勝雄、青木信之、上原英克、松本真理、三船康道）によって、東京都23区を対象に「新版日本近代建築総覧」にリストアップされている建築物について所在調査が行なわれ、残存状況等の把握調査が行なわれ、以下の報告がなされている（日本建築学会大会学術講演梗概集 2000. 9）。

1998年6月から1999年5月末にかけて調査した結果、総覧にリストアップされている23区全体の近代建築数は2191件あり、その中で残存は830件（37.88%）、消失は1360件（62.07%）であり、総覧での調査時から6割以上の近代建築が消失している。

残存率が50%を超えた区は2区のみで、豊島区が57.45%、目黒区が52.17%という結果であった。

消失率が70%を超えた区が3区あり、中央区が73.96%、中野区が72.50%、大田区が70.00%という結果であった。

イ) 千葉県における近代建造物の解体状況

千葉県教育委員会が平成5年に調査した近代建造物93棟のうち、平成18年2月現在21棟（約23%）が解体された。

ウ) 全国の歴史的資産・歴史的環境の滅失・阻害事例

歴史的資産・歴史的環境を活用したまちづくりに取り組む自治体を対象に、ヒアリング調査を行い、歴史的資産・歴史的環境が滅失・阻害されている事例について把握した。代表的な事例を以下に示す。

a. 山形県山形市 歴史的建物の滅失事例（写真－1）

繁田園茶舗（S10年建築）。

建物の内外に当時からの風情をとどめて営業していたが、国道112号の拡幅（霞城改良事業）に伴い平成18年に解体された。



写－1 山形県山形市 平成18年に解体された繁田園茶舗

b. 富山県高岡市 歴史的風致の景観阻害事例（写－２）

山町筋重要伝統的建造物群保存地区の御馬出町周辺では、重伝建選定以前に、郵便局の建物が建ち、NTT の局舎（電波塔が屋上に立つ）が建設されている。歴史的まちなみと比べスカイラインが不統一であり調和が図られていない。

また、電波塔は巨大な上に航空法の観点から赤白に塗り分けられており歴史的景観を乱している。



写－２ 富山県高岡市 伝統的建造物群保存地区に建設されている近代的な建物等

c. 石川県金沢市 歴史的風致の景観阻害事例（写－３）

県指定文化財「石川県町民文化館」の背後に建つ高層マンション（尾張町）。当該地は、高度地区で31mまでの建築が可能。



写－３ 石川県金沢市 県指定文化財の背後に建設された高層マンション

d. 愛知県名古屋市 歴史的建物の滅失事例（写－４）

料理旅館大観荘（T12年頃建築：旧遊廓）。

都市景観重要建築物に指定されていたが、所有者の意向による解体に伴い解除された。



（解体前）



（解体後）

写－４ 愛知県名古屋市 解体された料理旅館大観荘

② 都市の歴史性に対する国民意識の高まり

都市の歴史性に対する国民意識について、関連する世論調査結果を把握した。

ア) 文化に関する世論調査

地域文化の振興について、地域に根ざした独自の個性的な文化を生かして、文化が息づくまちづくりを進めていこうとした場合、国や地方公共団体はどのようなことをすればよいと思うか聞いたところ、「歴史的な建物や遺跡などを活かしたまちづくりを行う」を挙げた者の割合が30.9%と2位となっている。

イ) 美しい国づくりに関する特別世論調査

都市の歴史性に対する国民意識の高まりについて、「美しい国づくりに関する特別世論調査」（内閣府政府広報室、平成 19 年 7 月）で、日本の美しさとして、「自然」、「匠の技」、「景観」、「伝統文化」が上位を占め、重要と思う美しい国の姿として、「文化・伝統・自然・歴史を大切にする国」をあげた人が 47.5%と約半数を占めている。また、美しい国であるためにみなおすべきものとして、「失われつつあるが途絶えさせてはいけないもの」という答えが 49.1%と約半数を占めている。

③ 歴史的・文化的資産及び周辺自然環境の保存・活用状況

歴史的・文化的資産及び周辺自然環境の保存・活用状況について、歴史的・文化的資産及び周辺自然環境の保存・活用状況に関するアンケート調査より把握した結果、都市において核となる歴史的・文化的資産は、面的な町並み・区域という回答が 4 割を占めたにもかかわらず、広範囲に広がり、私有地面積も多い歴史的な町並み・区域と史跡は、単体施設に比較して「十分保存・活用できている」という回答が少なかった。

また、核となる歴史的・文化的資産の保存・活用のために国に関与してほしい項目について回答を求めたところ、全体としては、公共及び民間による維持・管理・運営等への補助・助成の要望、公有化のための補助の要望等財政的な支援要望が多かった。

歴史的な町並み・区域では、所有者に対する意識啓発の支援、税制措置の要望も多く、単体建築物は、補助手続きの簡略化、その他は調査の実施・支援等の要望も多かった。

④ 歴史的資産・歴史的環境の保全・整備・活用事例

歴史的資産・歴史的環境の保全・整備・活用事例について、特徴的な取り組みを行っている代表的な取り組み事例を以下に示す。

ア) 横浜市

横浜市では、開港以来の近代建築や西洋館、土木遺産が残され、また、郊外部には農村の風情を伝える古民家や社寺が残されている。これらの歴史的資産を再評価し、街づくりの資源として位置づけ、その保全と活用を積極的に図っていくため、昭和 63 年に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を施行した。

所有者の協力を得て、主に建築物の外観を保全しながら活用を図ることを目的としており、要綱に基づいて「登録」「認定」を進めている。認定を受けた歴史的建造物については、外観の保全改修や維持管理に対して助成をすることができる。平成 9 年から耐震改修（構造補強）に対する費用助成制度も設置した。

また、所有者・関係部局との調整により可能な場合には、横浜市が歴史的建造物を取得し、市民利用施設として整備公開を図っている。

- | | | |
|-------------|-------|----------------------|
| • 認定歴史的建造物： | 78 件 | (2007 年 12 月 12 日現在) |
| • 登録歴史的建造物： | 174 件 | (2005 年 12 月現在) |



写－５ 横浜指路教会

（建築年代：1926 年、認定年度：1988 年）



写－６ 赤レンガ倉庫（市が保全活用）

（建築年代：1913 年（1 号倉庫）・1911 年（2 号倉庫）、認定年度：2001 年）

イ) 犬山市

犬山城の城下町地区について、古い町並みを活かしつつ地域の振興につなげていこうとする住民主体のまちづくりが行われてきています。特に、「歴史のまちのみちづくり」、「街なみ環境整備事業」においてはワークショップ方式を取り入れ検討してきており、市民の声を生かした道路基盤整備やポケットパーク整備、どんでん館、しみん亭などの整備が進み、また市民による町並み形成への取り組みが進みつつある。

旧磯部家住宅は、江戸期の建築様式を持つ木造家屋。犬山市が購入、整備し、2006 年よりまちづくり拠点施設として活用されており、奥土蔵、展示蔵、和室はギャラリーとして利用されている（写－７）。

奥村家住宅の主屋は、「つし」と呼ばれていた二階がある塗屋構造で、かつて豪商の構えを今に伝えている。現在はフランス料理店として活用されている（写－８）。



写－７ 旧磯部家住宅（国登録有形文化財）



写－８ 旧奥村家住宅（国登録有形文化財）

ウ) 町家の活用事例

a. 宿泊施設：嘉雲亭（檀原市）

- 江戸時代の町家を民宿として平成 19 年に整備。1 階はギャラリーとして展示、お茶会や会議に利用可能。2 階はすべて客室となっている（写－９）。
- 重要伝統的建造物群保存地区で第一種中高層住居専用地域に立地しているが、地元の意見を聞き、市長が許可した。

b. 複合店舗：まちやガーデン伊賀（伊賀市）

- ・ 町家を活用した飲食店、ギャラリーショップなどの複合店舗（写－１０）。
- ・ 平成 18 年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業（経済産業省）採択プロジェクト。



写－９ 嘉雲亭（檀原市）

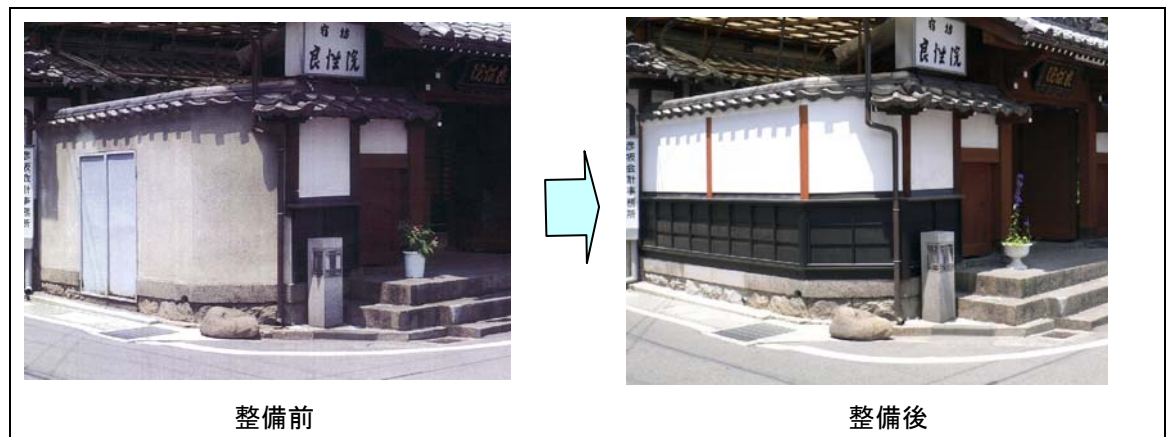


写－１０ まちやガーデン伊賀（伊賀市）

エ）修理・修繕等により歴史的町並みが整理された事例

a. 長野県長野市

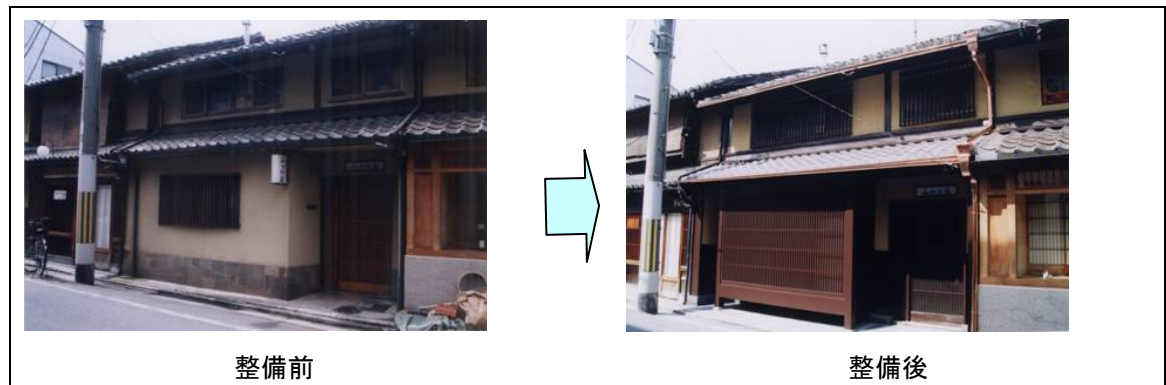
善光寺周辺区街なみ環境整備事業で改修された塀（写－１１）。



写－１１ 塀の保存整備

b. 京都府京都市

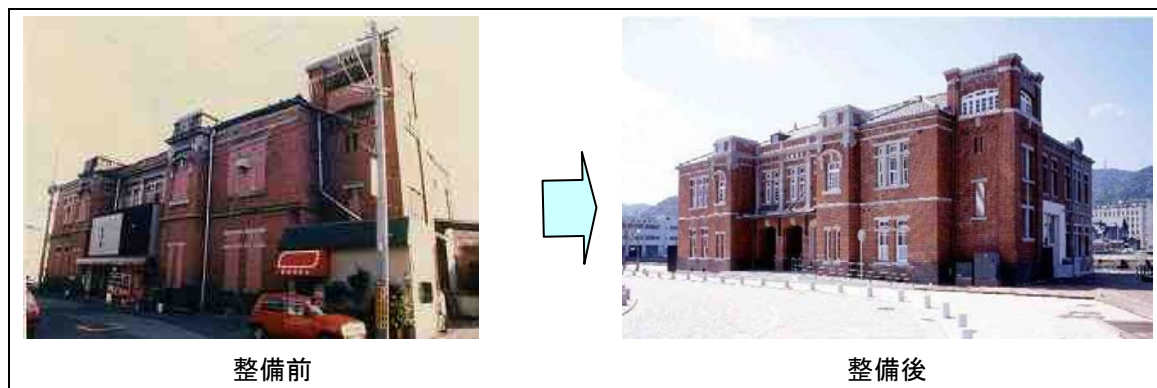
界わい景観整備地区等助成事業により保存整備された民家（写－１２）。



写－１２ 民家の保存整備

c. 福岡県北九州市

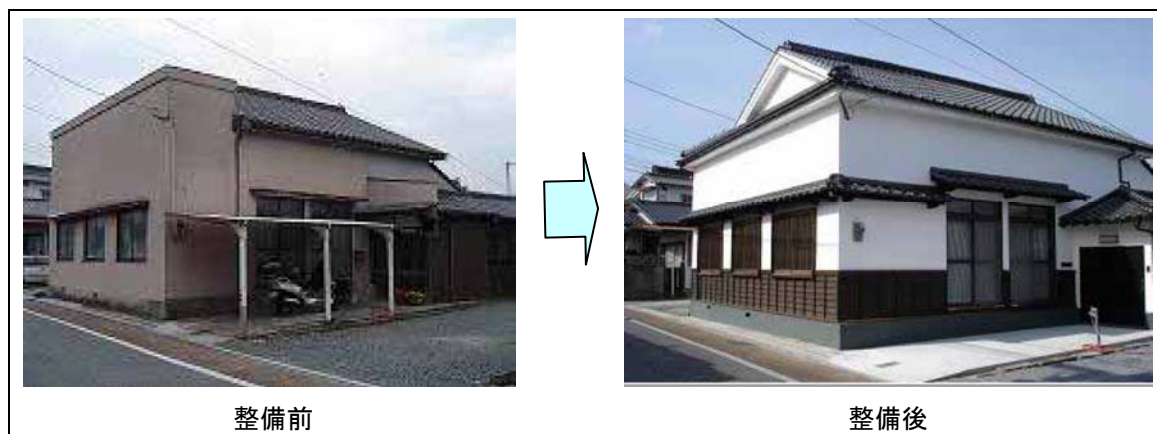
歴史的港湾環境創造事業により保存整備された旧門司税関（M45年竣工）（写－１３）。



写－１３ 旧門司税関の保存整備

d. 福岡県北九州市

街なみ環境整備事業による道路美装化、住宅の修景等（写－１４）。



写－１４ 道路整備と一体に保存整備された住宅

e. 福井県若狭市

歴史的資産保全事業により保全整備された住居（写－１５）。



写－１５ 住居の保存整備

2) 我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図っている大規模公園をモデルとした調査

本項では、我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図っている国営飛鳥歴史公園、国営吉野ヶ里歴史公園及び国営沖縄記念公園首里城地区の3つの国営公園をモデルとして、核となる歴史的・文化的資産等の積極的な保全、活用手法を検討するとともに、周辺地域の一体的な歴史的環境の保全・整備による良好な歴史的景観形成の総合的な推進方策を検討している。

① 国営飛鳥歴史公園をモデルとした文化的資産の保存及び活用手法等の検討

ア) 核となる歴史的・文化的資産等の積極的な保全・活用手法

a. 文化財の保存・活用状況

- ・ 史跡、文化財包蔵地等を取り巻くように設置されており、文化財そのものの保存だけでなく、土地の永続的な担保による歴史的風土の保存、文化財の周辺の緑地の現況保全および周辺環境の環境改変の防止等による周辺の環境形成への寄与、公園の維持管理活動の一環としての緑地の再生や維持などにより、地域を代表する文化財及び歴史的風土を保存している。
- ・ 飛鳥で数少ない実物の文化財を展示している。

b. 今後の展開

【文化財と歴史的風土の一体的保存】

- ・ 公園が率先して飛鳥の景観の維持・形成や、公園と一体となった文化財の保存・管理に取り組むことで、公園区域にとらわれない飛鳥全体の歴史的風土の保存に寄与する。
- ・ 埋蔵文化財・遺構等の「見えない」歴史的資産を、公園として公有地化することで、開発等による破壊を防ぐとともに、多様な手法の展示・解説により来訪者にその価値を伝える。

【文化財を活用した学習の場の創出】

- ・ 多種多様な人が集まる公共の空間である公園の特性を生かし、より多くの人に飛鳥の歴史的資産を公開し、飛鳥の歴史文化について学ぶ場を創出する。
- ・ キトラ古墳周辺地区での体験学習など屋外空間を活用した学習の場を提供し、明日香村内の学習施設と連携を図り、機能を相互に補完しながら、飛鳥全体で充実した歴史学習が展開できるようにする。

【歴史的風土を守り育てる地域づくりの推進】

- ・ 地域住民と来訪者が交流しながら飛鳥の歴史的風土の保存・活用へ積極的に関わられる場を創出し、飛鳥の歴史文化を全国に発信するとともに、地域住民が飛鳥への誇りを持ち生き生きと暮らせるような環境をつくる。
- ・ 国営公園が飛鳥を訪れる来訪者の受け皿となり、情報案内やアメニティの提供などの各種サービスを提供し、飛鳥の歴史観光の発展と地域の活性化に資するための基盤整備を推進する。また、分散する公園、文化財等をネットワーク化させるため、飛鳥周遊歩道のルート見直し、新設、機能強化を図るとともに、

多様な来訪者が目的、時間、体力等にあわせ、さらに季節、天候等に左右されず飛鳥周遊が可能となるような公共交通ネットワークの強化や新たな移動手段の導入を検討する。

イ) 「バーチャル川原寺プロジェクト」に見るCG技術の歴史学習への活用の可能性

平成17年11月4・5・6日の3日間、国指定史跡である川原寺において、東京大学情報学環池内研究室の協力のもと、複合現実感(Mixed Reality)技術を用いて川原寺復元CGモデルを現地で合成表示する実験「バーチャル川原寺プロジェクト」を実施された。

このプロジェクトの効果から、CG技術の歴史学習への活用の可能性について、以下の通り整理した。

【展示技術の検討】

- 遺跡の復元にMR技術を導入するにあたって、将来的には明日香村を訪れた観光客が、任意の場所で復元CGを見たり、必要な情報を得られたりするような、統一的なシステムの構築が必要である。特に現在、明日香村で活用されているレンタサイクルや、電動カートなどの車両とMRディスプレイを組み合わせることによって、展示・移動を兼ねた乗り物の実現が期待される。

【実験箇所の検討】

- 川原寺での展示
 - CGの質感を向上させる。特に実画像との色合いの調整を行う。
 - 古代の人物を登場させる。
 - 視点の変更を可能にする。伽藍全体が見渡せるようにする。
 - 仮想物体と実画像の位置合わせ精度の向上。
 - また川原寺のCGモデルについては北面の講堂、僧坊等すべての建物を復元し、展示中はおのこのモデルの透明度を調整するなどして、伽藍の全体が見渡せるようにする。
- 甘樫丘での展示
 - 国営飛鳥歴史公園甘樫丘地区、豊浦または川原展望台での展示を検討する。新たに追加するハードウェアについては、望遠鏡型のディスプレイが望ましいと考えられる。
 - ユーザが望遠鏡を介して展望台南側、明日香村方面をのぞき込むと、古代飛鳥京の復元CGが現在の村の上に合成されるような展示が可能となる。復元資料が手に入れば、593年の豊浦宮から694年の藤原宮に至る宮殿の変遷を見せることも可能となり、甘樫丘では川原寺の場合と異なり遠方の都市景観を合成表示する試みとなる。このために、HMDの解像度やCGの精度がコンテンツの表示にどの程度影響するかを測定し、改良する必要がある。

ウ) 周辺地域の一体的な歴史的環境の保全・整備による良好な歴史的景観形成の総合的な推進方策

a. 文化財保存活用を目指した国営公園区域拡大の検討

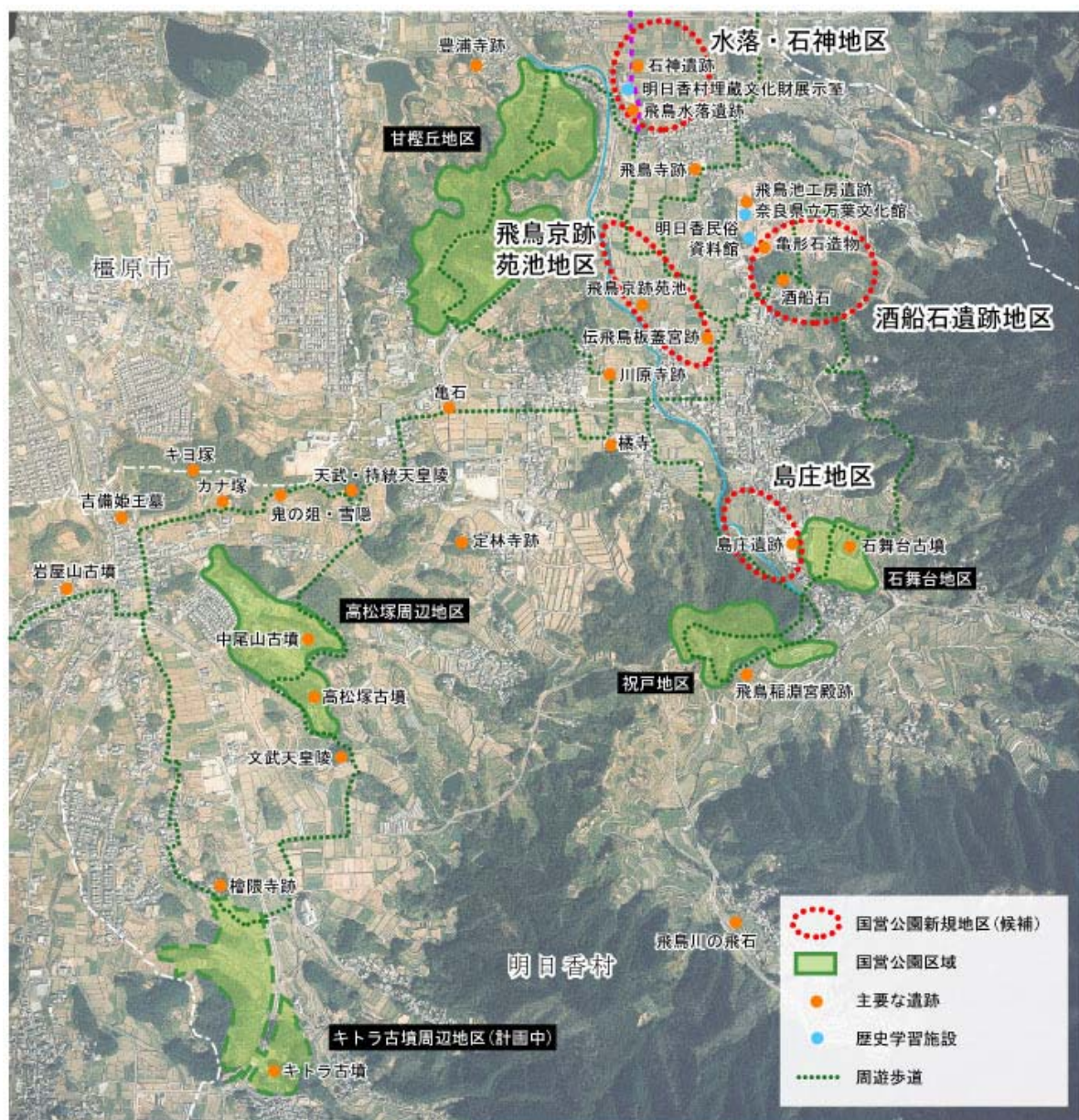
- 明日香村中心部に位置する飛鳥京苑池遺構、酒舟石遺跡、板葺宮跡、水落・石神遺跡の発掘調査の進展により、飛鳥京核心部の全貌が明らかになりつつある。これらの遺跡は、用地の一体的・面的広がり確保と維持管理、来訪者の利便性の確保等を考慮すると都市公園による保全整備手法が最も適していると考えられ、飛鳥京核心部等を新たな公園区域として拡大する可能性が検討されてきた。
- 本調査においては、こうした状況に鑑み、国営飛鳥歴史公園のこれまでの役割や、新たに整備されるキトラ古墳周辺地区の機能、明日香村の文化財の保存・活用等における課題から、新たな公園のあり方を整理した上で、飛鳥京核心部の保存方策を検討し、公園化拡大の可能性について検討する。

b. 拡大検討区域の概要

- 過年度の検討により、飛鳥京の核心部を構成する遺跡のうち、表－１の四つの地区が国営飛鳥歴史公園として整備により、遺跡の保存・活用を図ることが望ましい検討地区として設定された。

表－１ 設定された拡大検討地区

A. 水落・石神地区	○飛鳥水落遺跡、石神遺跡を中心として飛鳥・豊浦集落が隣接する。国道１６９号と接続する県道樞原神宮前東口停車場飛鳥線に接道し、飛鳥観光の北、東、西からのエントランスとなる箇所に位置する。飛鳥周遊の起点として駐車場を配置し、周辺に点在する研究施設や展示施設とリンクした情報案内、さらには甘樫丘地区との連携を図ることができる地区である。
B. 飛鳥京跡苑池地区	○飛鳥京跡苑池遺構を中心として、水田を中心としたのどかな景観が広がるエリアで、祝戸地区や甘樫丘の展望所など飛鳥の各視点場からの視対象となる場所である。 ○飛鳥地域の中心的位置にあることから、隣接する飛鳥川を含めた景観保全が重要視されるとともに、休憩のための便益機能や情報案内機能の提供が効果的に図ることができる地区である。
C. 酒船石遺跡地区	○酒船石遺跡、飛鳥池工房遺跡、亀形石造物遺構など多くの遺跡が周囲に点在し、小原の高台から棚田を通して真神が原を望む眺望点を含む場所で、東に主要地方道桜井明日香吉野線が位置し、広域からのアクセス性も高くなっている。 ○また、にぎわい通りの北端にあたり、県立万葉文化館、明日香民族資料館の展示学習施設とそれに付随する飲食物販施設、さらには地元の商業施設や宿泊施設が立地し、飛鳥のなかでも周遊客へのサービスの提供密度が高い地区となっている。
D. 島庄地区	○島庄遺跡を中心として、飛鳥の街並み景観を色濃く残す集落を含み、石舞台地区に隣接し、村内でも有数の高い集客性をもつ観光拠点となっている場所である。 ○また、県道多武峰見瀬線の付替え工事が検討されており、遺跡の保存対策とともに石舞台地区の施設配置の変更や駐車場等のサービス施設の再整理など、周辺住宅地との関係に配慮した検討が求められている地区である。



図－１ 検討地区広域位置図（国営飛鳥歴史公園）

② 国営吉野ヶ里歴史公園をモデルとした文化的資産の保存及び活用手法等の検討

ア) 核となる歴史的・文化的資産等の積極的な保全・活用手法

吉野ヶ里遺跡の保存と活用が公園整備の基本である。これに従って弥生時代の復元整備がおこなわれてきた。今後は、特別史跡として特に差別化されたものであることを特に意識して、その価値をいかすことを整備の視点とする。

整備の目標としては、史跡の価値を伝えるための説明や展示をさらに充実させる。また、弥生を体感する空間の整備とともにその演出に配慮する。加えて利用者が快適にすごせるように施設をととのえる。

公園の規模を生かすために、ゾーンごとの特色を鮮明にして、ゾーンごとに異なった公園体験ができるように施設を整備する必要がある。

a. 遺跡の保存方法：保存盛土

- 整備に当たっては、遺構面が傷つかないように、確認された遺構面より 30cm 以上の保存盛土を行う。
- 竪穴住居や掘立柱建物は、遺構面より 30cm 以上盛土した上に柱を建てて復元する。
- 環壕は、環壕遺構の底部より 50cm 以上盛土した上に往時の深さ、幅で復元する。
- 遺構面より 30cm 以上盛土した上に設置する。

b. 遺跡の活用：復元整備対象時期と主な遺構

- 弥生時代後期後半（紀元 3 世紀頃）を整備対象時期とし、これまでの発掘調査成果をもとに復元整備を行う。

c. 環壕集落の復元

- 復元整備にあたっては、考古学や民俗学、建築学などの幅広い分野の専門家に、個々の建物の機能や形状などについて検討していただき、当時の様子を推定復元している。
- 北内郭は、規則正しい二重の環壕に囲まれた空間であり、弥生時代の後期に当時の支配者層が祭祀儀礼や政事を行う場であったと考えられており、主祭殿・物見櫓・高床住居など 19 棟の建物を復元している。
- 南内郭は、吉野ケ里の集落をはじめ周りのムラを治めていた王やリーダー層たちが住んでいた場所と考えられており、竪穴式建物 11 棟、物見櫓 4 棟など 20 棟の建物を復元している。
- 倉と市は、海外との交易品や日本各地の国々の特産品などが集まり、盛大な市が開かれたり、市で取引される品々が保管されていたと考えられる重要な場所と考えられており、竪穴式建物 4 棟、高床式倉庫や櫓など 27 棟の建物を復元している。

イ) 周辺地域の一体的な歴史的環境の保全・整備による良好な歴史的景観形成の総合的な推進方策

委員会において、本公園の価値を生かし地域の活性化に寄与するため、公園内の整備にとどまらず、周辺の景観との一体化が必要であることから、周辺景観のあるべき姿を提案していくべきだという指摘がなされた。

本公園周辺地域は、弥生から現在までの時間的蓄積を表現する我が国でも特異な地域であり、景観法の基本理念にある良好な景観と呼ぶにふさわしい地域でもある。そのため今後、地域価値の向上のための景観保全を目的として、景観法の運用を検討する必要がある。

a. 景観形成区域

- 本公園と一体となった弥生の景観を維持する区域を、景観形成地区として指定する必要がある。現在その検討を進めている。

b. 河川景観

- ・ 本公園周辺の田手川は、弥生らしさを感じさせる水辺景観を形成している。公園の入口ゾーンはすでに整備が行われ、今後上流の整備を計画している。ひきつづき弥生らしさを感じさせる自然的な河川整備を行う必要がある。

③ 国営沖縄記念公園（首里城地区）をモデルとした文化的資産の保存及び活用手法等の検討

ア) 核となる歴史的・文化的資産等の積極的な保全・活用手法

a. 首里杜構想（「首里杜地区環境整備計画」）の進捗状況

- ・ 首里杜構想においては、公共施設の整備計画として、①御嶽を重視した公園整備、②地域のコミュニティの場の形成のための樋川・共同井戸の利用、③地域のコミュニティの場としての公民館、広場の整備、④学校・保育施設のオープン化が提案されている。そのうち御嶽を重視した公園については、汀良公園、崎山公園、金城公園が整備され、特に崎山公園は公園内の御嶽や樋川、眺望景観を含め観光資源としての利用が今後期待できる。また、樋川・井戸については、文化財に指定されたものを中心に整備されつつある。
- ・ 現存する文化財の他にも、首里城の復元を契機に石碑等の失われた文化財の復元整備も行われている。
- ・ 金城町では、金城村屋が公民館兼休憩施設として建てられており、地域住民と観光客との交流機会の創出が今後課題といえる。

イ) 周辺地域の一体的な歴史的環境の保全・整備による良好な歴史的景観形成の総合的な推進方策

a. 歴史的風土の保全

- ・ 歴史的風土の保全においては、①首里金城地区約 18ha における「伝統的建造物群保存地区」の指定、②首里台地の南斜面一帯約 63ha の風致地区指定及び宝口樋川、山川斜面の両地区への風致地区指定、緑地保全地区指定、③伝統的・文化的意義を有する緑地、首里杜という風致、景観を形成する緑地について 7 箇所の緑地保全地区の指定を提案している。
- ・ 現在は、那覇市都市景観条例に基づき、首里金城地区都市景観形成地域と龍潭通り沿線地区都市景観地域の 2 箇所が指定されている。

b. 首里地域のまちづくり方針

- ・ 那覇市における都市計画においては、都市全体の構想だけではなく具体性のある地域別計画を策定して全体構想へ反映するとしている。首里地域のまちづくり方針としては、首里城を中心とする地域に残る数多くの歴史的・文化的遺産や地形・水系等の自然環境を活かしたまちづくりを進めると同時に、地域に根ざした伝統産業（泡盛、紅型など）の育成や新たな観光商業地区の形成に向けた環境整備を進め、歴史と文化の薫る首里のまちを目指すとしている。

c. 周辺の景観形成

【那覇市都市景観条例】

- 本条例は市街地の美観の形成、歴史性及び地域性豊かな景観の保存と再生、その他の都市景観の形成に関する必要な事項を定め、那覇の個性豊かな都市景観をまもり、そだて、つくる、ことを目的に昭和 60 年に制定されている。
- 首里城公園周辺の区域においては、都市景観形成地区として首里金城地区都市景観形成地域（首里金城町 1 丁目の一部地域・2 丁目・3 丁目、首里寒川町 1 丁目の一部地域）と龍潭通り沿線地区都市景観形成地域（首里山川交差点から鳥堀交差点まで（龍潭通り）の沿線地域）が指定されている。これらの地域において建築などを行う場合は事前に届出が必要であり、首里らしい歴史的な面影のある親密感と統一感をもたせるための景観形成基準が示されている。また、景観形成に著しく寄与すると認められる瓦・石積み工事については工事費の一部を助成するなどして、積極的な景観形成が図られている。
- 龍潭通り沿線地区については、龍潭線の拡幅整備と共に、池端側から先行して沿道建物の建て替え工事が進められている。

【首里シンボルロード】

- 1986 年度の「首里金城地区」、1987 年度の「壺屋地区」、1993 年度の「那覇シンボルロード沿線地区」に次ぐ都市景観形成地域指定に向けての調査業務として、1996 年度に「首里シンボルロード沿線地区の都市景観形成調査」が実施された。その中で首里城地区の街路の中でも歴史核である首里城への主要なアクセス幹線を首里シンボルロードと位置づけし、これらの街路においては沿道一体の歴史的環境との調和を図りつつ、道と沿道空間とが一体となった歴史的街路景観を形成させていくとしている。
- 首里シンボルロードの位置づけが行なわれた後、2003 年度に龍潭通り沿線の近隣商業地域（25m）の範囲が龍潭通りまちづくり協議会の同意を得て、龍潭通り沿線地区として都市景観形成地域として指定された。

3) 文化財保護法等の関連法及び関連支援事業の整理と課題の整理

本項では、文化財保護法及び歴史的資産・歴史的環境の保全・活用等に係るまちづくり関連法、文化財関連事業等について把握し、取りまとめるとともに、これらの現行制度等による歴史的資産・歴史的環境の保全・活用に係る課題について整理している。

① 文化財保護法

ア) 概要

文化財保護法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義し、これらの文化財のうち、重要なものを重要文化財、史跡名勝天然記念物等として国が指定選定し重点的な保護の対象としている。このほか、保存と活用が特に重要なものを登録有形文化財として登録し、保護に努めている。

国が指定等した文化財については、その種類に応じて、現状変更等に一定の制限が課される一方、修理等に対する国庫補助を行うなど、保存及び活用のため必要な各種の措置が講じられている。

イ) 文化財等指定件数

国が指定等を行った文化財の件数は、時代の変遷や新発見、学術的な調査研究の進展等に応じて、着実に増加している。文化財等の指定件数は以下の通りである。

a. 指定

表－２ 国宝・重要文化財（建造物）件数（平成 19 年 3 月 1 日現在）

種別／区分	国宝	重要文化財
建造物	(257 棟) 213	(4, 147 棟) 2, 306

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

表－３ 国指定史跡名勝件数 (平成 19 年 3 月 1 日現在)

特別史跡	60	史跡	1, 571
特別名勝	29	名勝	308
計	89	計	1879

(注) 史跡名勝の件数は、特別史跡名勝を含む。

b. 選定

- 重要文化的景観 : 2 件
- 重要伝統的建造物群保存地区 : 80 件

出典：文化庁 HP <http://www.bunka.go.jp/lhogo/siteikensuu.html>

重要文化的景観：平成 19 年 3 月 1 日現在、重要伝統的建造物群保存地区：平成 19 年 12 月 4 日現在

c. 登録

- 登録有形文化財（建造物） : 5, 913 件
- 登録記念物（遺跡） : 2 件
- 登録記念物（名勝地） : 11 件

出典：文化庁 HP <http://www.bunka.go.jp/lhogo/siteikensuu.html>

平成 19 年 3 月 1 日現在

② まちづくり関連法の整理

ア) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）

古都保存法は、京都、奈良、鎌倉など、わが国往時の政治・文化の中心として歴史上重要な「古都」における歴史的風土を保存するため、昭和 41 年に議員立法により制定された。

※わが国固有の文化的資産として国民がその恵沢を享受し、後代の国民に継承すべき古都における歴史的風土を保存することにより、国土愛の高揚・文化の向上発展に寄与（古都保存法第1条）

【古都】

- わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村
- 京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村、逗子市及び大津市の10市町村

【歴史的風土】

- 古都保存法においては、わが国の歴史的な建造物や遺跡等と、それらを取り巻く樹林地などの自然的環境が一体となって古都らしさを醸し出している土地の状況をいう

歴史的風土保存区域の指定（国土交通大臣指定）

→建築物の建築、宅地の造成等について届出・勧告制により歴史的風土を緩やかに保存



歴史的風土保存計画の決定（国土交通大臣決定）

→歴史的風土保存区域について、行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項等を定める



歴史的風土特別保存地区の都市計画決定（府県・政令市指定）

→建築物の建築、宅地の造成等について許可制により歴史的風土を現状凍結的に保存規制に対する損失補償として土地を買入れる仕組みを導入

図－２ 古都保存法による歴史的風土の保存のしくみ

イ）風致地区制度（旧都市計画法による規定）

風致地区は、旧都市計画法第10条第2項に規定する「地域地区」のひとつである。「都市計画区域内においては、市街地建築物法に依る地域及び地区の外、土地の状況に依り必要と認めるときには、風致又は風紀の維持の為、特に地区を指定することを得」として導入された。

【指定主体等】

- 「環境の風致」の保全と風紀の維持のため現状変更には地方長官の許可が必要。

【行為規制の内容（許可制）】

- 建築物の建築その他工作物の新增改築

- 地形の改変
- 土石木竹の採取

出典：西村幸夫「都市保全計画」より抜粋

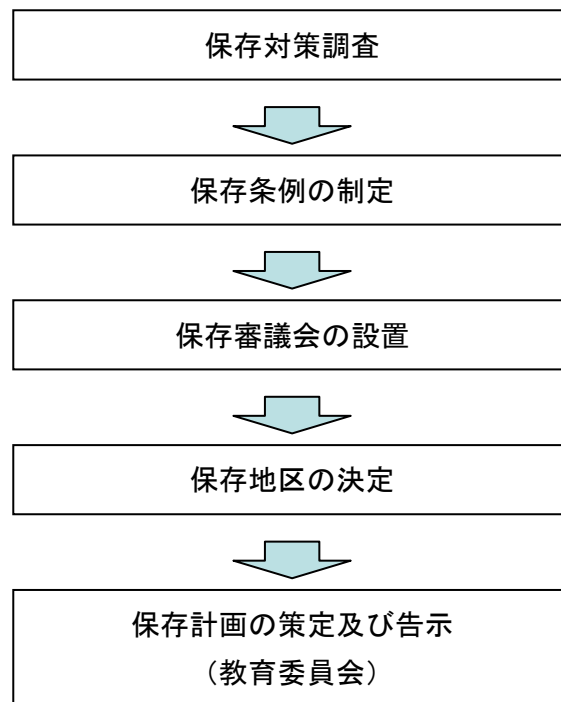
ウ) 美観地区制度（都市計画法による規定）

美観地区は、大正 8 年（1919 年 4 月 5 日）の「市街地建築物法」（法律第 36 号、現在の建築基準法の前身）で導入された。平成 16 年、景観法の施行に伴って都市計画法を一部改正し、都市計画の地域地区について、美観地区を廃止し、景観地区を追加した。

- 当初、美観地区として立法段階で想定されたのは「市内の枢要地区、公館集合地などの街区」、「社寺、公園其の他勝地」。
- 美観地区における規制の対象は美観が要求される特殊な環境にある一般の建築物。
- 最初に美観地区に指定されたのは、「皇居外郭一帯美観地区」、1994 年には大阪市中之島が、1939 年には伊勢神宮周辺など、順次指定。
- 平成 19 年 11 月 1 日現在、景観地区は 11 地区指定されている。そのうち、旧美観地区から景観地区に移行したもののうち、倉敷市美観地区はその名称が継承され、京都市は都市計画西陣美観地区ほか 9 地区を廃止し、山ろく型美観地区ほか 7 地区を景観地区として決定している。

エ) 伝統的建造物群保存地区制度

伝統的建造物群保存地区は、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られる制度である。市町村は、伝統的建造物群保存地区を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定める。



図－3 伝統的建造物群保存地区決定の流れ

平成 18 年 12 月 19 日現在、重要伝統的建造物群保存地区は、68 市町村で 79 地区（合計面積約 2,996ha）あり、約 14,300 件の伝統的建造物が保存すべき建造物として特定されている。都市計画決定された伝統的建造物群保存地区は、40 市町村 49 地区である（合計面積 748ha；平成 18 年 3 月 31 日現在）。

出典：文化庁ホームページから抜粋

オ）景観法

景観法の概要について、以下の通り整理した。



図－4 景観法の概要

③ 文化財関連事業

ア) 歴史の道整備活用推進事業

a. 事業の概要

i. 補助事業者

- 補助事業者は、地方公共団体とする。

ii. 補助対象事業

- 補助対象となる事業は、次に上げるとおりとする。

【総合的計画事業】

ア. 原則として江戸時代以前の道及びこれに関わる遺跡の調査

イ. 歴史の道を軸として、周辺文化財を取り込んだ整備・活用計画の策定

ウ. 指導員の養成・研修、道のガイドブック作成等歴史の道解説

【整備事業】

ア. 道の補修、石畳、雁木、石積等道の構造の復元整備及び並木の復元等、道自体の整備

イ. 本陣、茶屋、関、一里塚、橋梁、宿場等、道に関連する遺跡の復元整備

ウ. 歴史の道の情報発信設備の整備

エ. 標識、説明板、休憩設備の整備

イ) 史跡等総合整備活用推進事業

a. 事業の概要

i. 補助事業者

- 史跡等を所有し、又は管理団体に指定されている地方公共団体とする。

ii. 補助対象事業

- 補助対象となる事業は、史跡等の規模・特徴に応じ、地域の歴史や文化、自然に触れ、理解を深めることを目的として、総合的な整備・活用の計画に基づき、当該計画を実施する上で必要となる次のアからコに掲げるもののうち、5つ以上を選択して実施するものとする。

ア. 史跡等の全体像を認識できるような復元的整備（生態系の復元的整備を含む）

イ. 往時の姿をしのばせる歴史的建造物等の復元

ウ. 実物遺構等を見るために必要な保存展示施設の設置

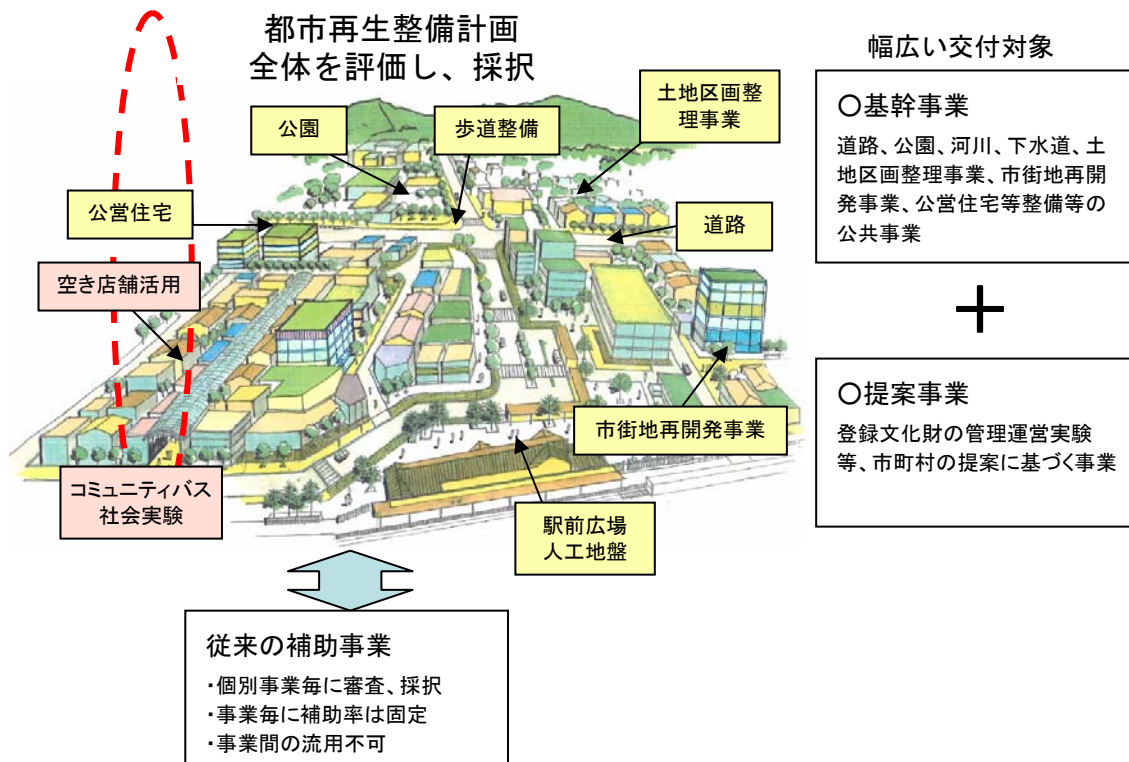
エ. 名勝

④ 関連支援事業

ア) まちづくり交付金事業

a. 制度の概要

- まちづくりの計画に基づき一体的に推進。
- 提案事業を活用することでまちづくりに必要な事業が一体的に実施できる。
- 目標、数値指標を設定し、事後評価を実施・公表。



図－５ まちづくり交付金の制度の概要

イ) 景観形成総合支援事業

地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用（景観重要建造物の修理や景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置等）を中心とした取組を支援する。

a. 事業の概要

i. 対象地域

- ・ 次の両方を満たすこと。
 - ・ 国土交通大臣が同意した外客誘致法に基づく外客来訪促進地域。
 - ・ 景観法に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木(確実に指定されると認められるものを含む。以下同じ。)の存する地域。

ii. 事業主体及び補助率

- ・ 市町村(直接補助：事業費の 1/3 以内)。
- ・ 景観整備機構等市町村以外の民間団体、個人（間接補助：事業費の 1/3 以内、かつ、市町村の補助に要する費用の 1/2 以内）。

iii. 対象事業

- ・ 国土交通大臣の承認を得た市町村が作成する「景観形成・活用事業計画」に位置付けられた以下の[1]及び[2]の景観形成・活用事業。
- ・ なお、必須事業の実施が見込まれる場合、同計画の作成(計画作成に当たって必要となる調査、地区住民の啓発、合意形成を得るための取組みを含む)も対象。

[1] 必須事業

- 本事業の実施に当たり、必ず実施する必要がある事業（次のいずれか）。
 - 1) 景観重要建造物の修理(市町村との協定締結に基づき一般公開を行うものは内装も可とする)、買取又は移設（土地購入を含む）。
 - 2) 景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取（土地購入を含む）。

[2] 選択事業

- 必須事業と併せて行う必要がある事業
 - 1) 景観重要建造物の外観修景
(屋外に露出している各種設備、広告物等の除却、隠蔽その他の景観面からの改善、敷地にある門、塀、柵、照明等についての景観面からの改善を含む)
 - 2) 建築物及び工作物等に係る景観の阻害要因の解消
 - 建築物及び工作物の外観修景又は除却
(屋外に露出している各種設備、広告物等の除却、隠蔽その他の景観面からの改善、敷地にある門、塀、柵、照明等についての景観面からの改善を含む)
 - 屋外広告物の外観修景、除却又は集約化
 - 堆積物件の外観修景又は除却
 - 電線類の無電柱化(道路路区域においては道路附属物となるものを除く)
 - 3) 良好な景観を活用し、交流人口の拡大を図る施設の整備（土地購入を除く）
案内施設、案内標識、交流施設、休養施設、体験・学習施設、ライトアップ施設及び駐車場 等
 - 4) 公共公益施設の高質化
道路や通路、広場等における舗装の美装化、植栽、花壇の設置、せせらぎの整備、景観に配慮したストリートファニチャー、モニュメントの設置 等
 - 5) 良好な景観の形成及びその活用を推進する観点から行う各種活動
 - 景観形成活動
(良好な景観の維持・形成に向けた、地区住民の啓発・研修活動、人材育成、景観材料の育成や製作に係る技術者養成 等)
 - 景観活用活動
(良好な景観を活用した観光イベントの実施 等)

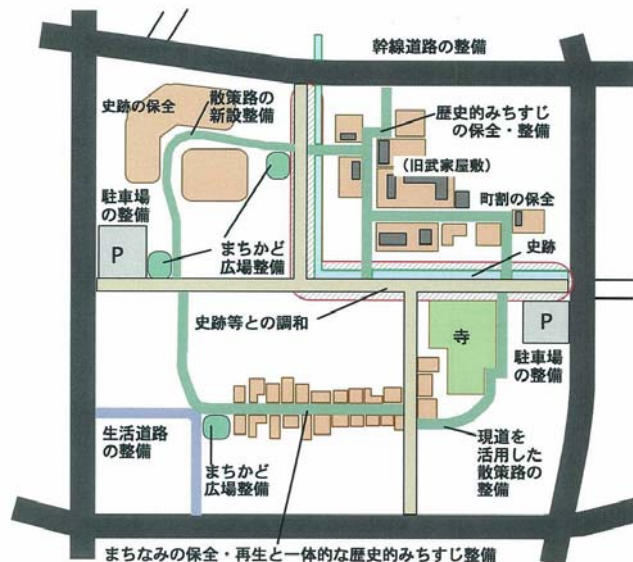
iv. 事業の適用期間

- 平成 23 年度まで。
(ただし、事業計画期間は 3 ヶ年度以内とする。なお、平成 23 年度末時点で継続中の事業地区については、当該地区の「景観形成・活用事業計画」に記された最終年度までとする。)

ウ) 歴史的地区環境整備街路事業

a. 事業の概要

- 都市計画道路が古い街並みを貫通してた都市計画を変更して、地区内に幹線道路を通さずに、地区周囲に幹線道路を整備。これにより、自動車と歩行者の分離を図り、地区内を歩いて移動が可能となった。



図－6 歴史的地区環境整備街路事業のイメージ

エ) 街なみ環境整備事業

a. 事業の概要

i. 事業の内容

- 地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動に対する助成
- 街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備
- 地区住民の行う門、塀等の移設や住宅等の修景に対する助成

ii. 対象要件

【街なみ環境整備促進区域】

- 面積が1 ha 以上であり、かつ、下記1～3のいずれかの要件に該当する区域
 - 域内の住宅の戸数に対する接道不良住宅（幅員4 m以上の道路に接していない住宅）の戸数の割合が7割以上であり、かつ、区域の面積に対する域内の住宅の戸数の割合が1 ha 当たり30 戸以上である区域
 - 区域内の幅員6 m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1／4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3 %未満である区域

3 地方公共団体等の条例等により景観形成を図るべきこととされている区域
【街なみ環境整備事業地区】

- 街なみ環境整備促進区域内において、地区の面積が 0.2ha 以上であり、かつ、区域内の土地所有者等により街づくり協定が締結されている地区

iii. 事業主体等

- 地方公共団体

⑤ 課題

文化財保護法等の関連法及び関連支援事業等による歴史的資産・歴史的環境の保全・活用に係る課題については、「古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告の概要」（平成 18 年 6 月 23 日）では以下のように整理されている。

ア) 歴史的風土の保存をめぐる時代要請と対象範囲の広がり

- 歴史的・文化的資産の多くが市街地に存在制度的対応のない資産は時間とともに急速に減少
- 近代の歴史的・文化的資産に対する価値認識の高まり都市全体の資産として活かされる取組みが必要

イ) 歴史的な風土に対する住民等の価値意識

- 歴史的な風土は日常生活の場や生産・経済活動の場 地域自らでは価値が認識されにくい状況も存在
- 生活様式変化等により相続等を契機とした歴史的な風土の消失も発生、自助努力による取組みにも限界

ウ) 歴史的な風土の維持管理の困難性

- 一定の労力と費用が不可欠 資産の多くは個人資産・様々な課題 防災や技術者等の不足にも留意

4) 広域地方計画や景観条例等の課題の整理

本項では、広域地方計画、景観条例、歴史的資産の保全・活用に係る制度等の歴史的資産・歴史的環境の保全・活用に係る制度面等の課題について、以下の通り整理した。

ア) 歴史的な風土の保存・活用を軸にしたまちづくりへの展開

- まちづくりに関わる関連制度等が歴史的な風土の保存・活用を軸に活用されるよう発想を転換すべき
- 歴史的な風土を活かしたまちづくりの方針のマスタープランへの位置づけ・周知、関連法制度の活用が必要
- 関連法制度や事業の仕組みをわかりやすく周知し、地域の相談や要望に応える努力を継続すべき
- 国民共有の資産として保存・継承すべき歴史的な風土について、国として保存・継承する方法を検討すべき
- 法制面、財政面、税制面から検討すべき

イ) 歴史的な風土の保存・活用と生活との共存

- 歴史的な風土の核となる資産を厳格に維持保存しつつ、新たな価値の創出も必要
- 防災性の向上、歴史文化の学習や歴史観光の場の創出、伝統的技術の継承、技術力の向上が必要

ウ) 多様な主体による歴史的な風土の保存・活用の条件整備

- 歴史的な風土を有する地域等が、自らの価値の再認識に資する普及啓発活動を推進すべき
- 多様な主体が歴史的な風土を活かしたまちづくりについて合意、ルールを設けて実践するプロセスの確保。
- 保存・継承するにふさわしい歴史的な風土の創出にも取り組むべき
- 国の支援策の積極的活用とともに、支援措置等について引き続き検討が必要

5) 歴史的資産等の保全・整備等に係る文化財保護行政や世界遺産登録の考え方、課題の整理

文化財保護行政や世界遺産登録の考え方から、歴史的資産等の保全・整備等に係る課題について、以下の通り整理した。

ア) 文化財を総合的に把握するための方策

a. 関連する文化財とその周辺環境を一体としてとらえるための方策

- ・「文化財の総合的な把握と保存・活用により地域の歴史・文化を保護する枠組みづくり」
 - ・市町村において、文化財を周辺環境も含め総合的に保存・活用するための方針を定める「歴史文化基本構想」を策定。また、その根拠規定を法律に位置づけることを検討することが必要。
 - ・歴史文化基本構想の中で、関連する有形・無形の文化財を「関連文化財群」と位置づけ、総合的に保存・活用することが必要。
 - ・文化財が特定地域に集中している場合、関連文化財群を核として、文化的な空間を創出する「歴史文化保存活用区域」として設定することが必要。
 - ・関連文化財群ごとに保存・活用の在り方について定める保存活用（管理）計画を策定することが必要。
 - ・モデルケースとして歴史文化基本構想の策定を支援することが必要

b. 文化財の保存・活用を適正化するための方策

- ・「国指定文化財を総合的に保存・活用するための方策」
 - ・文化財類型ごとの保存・活用の方針の明確化することが必要。
 - ・保存活用（管理）計画の策定の促進することが必要。
 - ・文化財に関する情報の的確な把握することが必要。

イ) 社会全体で文化財を継承していくための方策

a. 文化財に対する親しみを深めるための方策

- ・文化財の優れた公開・活用の取組についての情報発信が必要。
- ・子どもたちが文化財に親しむ機会の充実が必要。
- ・文化財保護における広報の強化が必要。

b. 文化財保護にかかわる人材を確保するための方策

- ・人々の文化財保護活動に対する支援の枠組みづくりが必要。
- ・地域における優れた人材育成の取組についての情報発信が必要。

c. 文化財保護に対する支援を充実させるための方策

- ・文化財保護に関する寄附の促進することが必要。
- ・行政とNPO法人等民間団体とのパートナーシップの促進することが必要。
- ・優れた事例についての情報発信が必要。

(3) 歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上手法の検討

本章では、(2)の整理結果を踏まえて歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上のため、スキームを検討するとともに、普及啓発資料、指針等を作成している。

なお、普及啓発資料としてパンフレット、プレゼンテーション資料、及びホームページに掲載するためのコンテンツを作成するとともに、関連法規等をまとめた資料編及び全国の歴史的資産の整備、保全、景観阻害・滅失事例をとりまとめた事例集を作成しているが、パンフレット、プレゼンテーション資料、ホームページコンテンツについては本編に掲載し、資料編及び事例集については別冊版として作成している。

1) 歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上のためのスキーム検討

歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上のためのスキームを検討した結果を以下に示す。

【背景】

【文化財等を活かしたまちづくり・地域づくりの必要性】

○文化審議会文化財分科会企画調査会報告書（平成19年10月30日）

～文化財の周辺環境の保護の観点等の提言～

- ・「保護対象となる文化財の周辺環境については、文化財を核とした文化的な空間を形成し、核となる文化財の魅力を高める領域であるとの意味付けを行い、文化財と一体的に保護・整備を行うことが必要」

○社会資本整備審議会 今後の古都保存のあり方はいかにあるべきか。（答申）（平成20年2月19日）

- ・古都保存法の対象とならない都市であって、我が国にとって国民共有の資産たりうる歴史的文化的資産が集積している都市については、古都保存行政の理念の全国展開の対象とすべき

【課題】

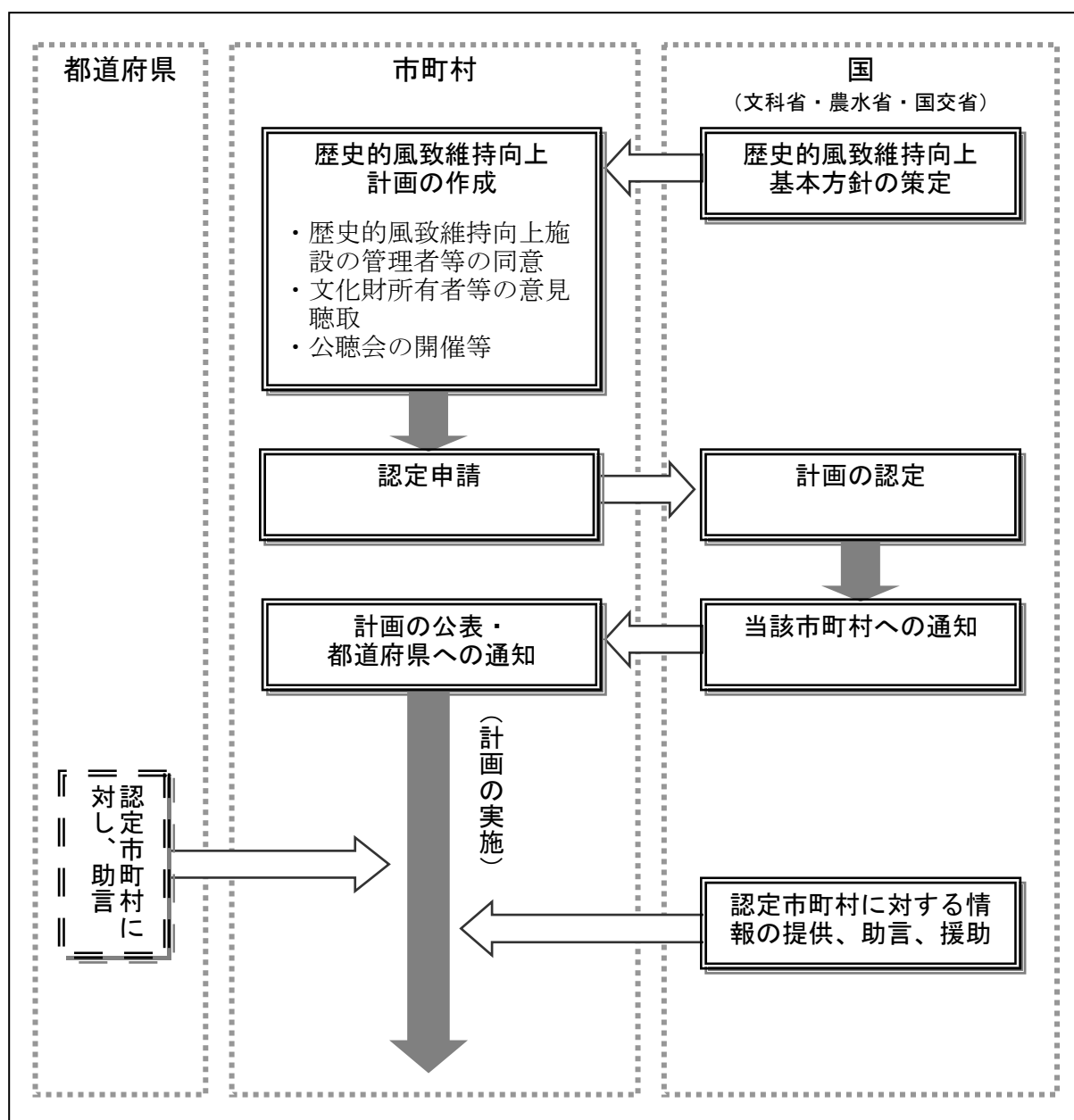
- 歴史的資産の多くが市街地に存在。制度的対応のない資産は急速に減少
- 歴史的資産及び一体となった歴史的環境を将来にわたって継承し、都市全体の資産として活かされる取組みが都市行政として重要
- 歴史的な風土は認識されにくく、生活様式の変化等により歴史的な風土の消失も発生し、地域の自助努力による取組みにも限界
- 歴史的資産・風土の保全・活用を軸にしたまちづくりへの展開が求められている 等

【基本的スキーム】

- 全国に存在する文化財等の歴史的に重要な資産を核に、歴史的風致を保全・活用し、これらを活かしたまちづくり・地域づくりが推進されるよう、『文化財行政』と『まちづくり行政』が一体となった総合的な支援措置を構築
- 市町村が作成する歴史的風致の維持・向上を目指した保全・活用計画に対し、国として地域づくりを支援

図ー7 基本スキーム

【歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上のためのスキーム】



図－８ 歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上のためのスキーム

2) 歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上手法についての指針作成

市町村が歴史的資産及び歴史的風致を活かしたまちづくり（歴史まちづくり）を推進する際の手引きとなる指針について、以下の通り検討し作成した。

① 歴史まちづくりについて

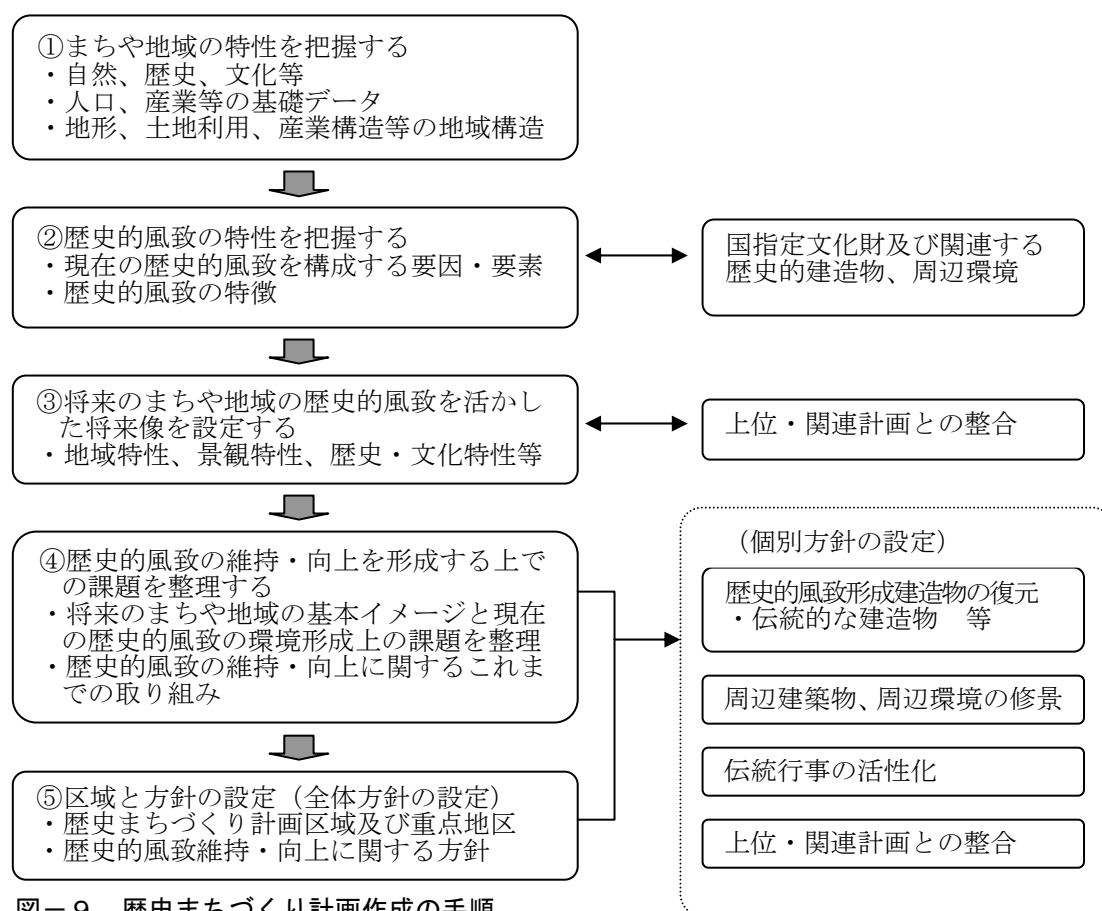
歴史まちづくりは、自治体や地域住民等の多様な主体が参画し、それぞれの立場において歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上のために必要な責務を果たすことにより推進される。自治体は、上位計画及び関連計画との整合を図りながら、地域の歴史的資産及び歴史的風致を活かしたまちづくりを推進するための計画を作成し、実行することによって、国及び地域にとって貴重な財産である歴史的風致の次世代への継承と良好な市街地や地域の環境形成を誘導することが期待できる。

② 歴史まちづくり計画の作成の方法

ア) 歴史まちづくり計画作成の手順

歴史まちづくりを進めていくためには、「どの場所」を「どのように」歴史的風致の維持・向上につながる良好な市街地や地域の環境形成を行っていくかを決める必要がある。

そのため、歴史まちづくり計画区域及び重点地区と歴史的風致維持・向上に関する方針を設定する必要がある。



図－9 歴史まちづくり計画作成の手順

イ) 歴史まちづくり計画作成のための現況調査

歴史まちづくりを推進する区域、歴史まちづくりに関する方針を設定するため、地域の歴史的資産及び歴史的風致を把握する必要がある。

歴史的資産の把握にあたっては、文化財の指定・登録を受けているものを中心に、歴史的又は伝統的な建造物、城跡、歴史的な農業用水路・水門など地域の歴史的、文化的資産を把握するとよい。歴史的風致の把握にあたっては、古都法に基づく歴史的風土保存区域、景観計画等によって地区指定を受けている地区、また、重要な歴史的資産の周辺や歴史的資産が集積している地区で歴史的風致の維持・向上を図る必要がある地区を把握するとよい。

【歴史的、文化的資産】

文化財 : 文化財建造物、史跡名勝、伝統的建造物群保存地区

文化財以外 : 歴史的又は伝統的な建造物、城跡、歴史的な農業用水路・水門 など

【歴史的風致】

古都法 : 歴史的風土保存区域

都市計画 : 風致地区、歴史的風土特別保存地区

景観計画 : 歴史的な景観を形成する地区として指定している地区

その他 : 重要な歴史的資産の周辺、歴史的資産が集積している地区 など

③ 歴史まちづくり計画の作成

ア) 歴史的風致維持・向上の目標

歴史的風致維持・向上に関する目標は、市町村の総合計画や都市計画マスタープラン、景観計画、緑の基本計画など、上位計画や関連計画と整合させる必要がある。

イ) 歴史的風致維持・向上に関する方針

歴史的風致維持・向上に関する方針は、市町村の総合計画や都市計画マスタープラン、景観計画、緑の基本計画などの他、歴史的風致維持・向上に関連する景観形成総合支援事業、都市公園事業、都市再生区画整理事業、まちづくり交付金事業、街並み環境整備事業等との各種事業計画や上位計画や関連計画と整合させる必要がある。これらの計画に、歴史的景観、歴史的資産及び歴史的風致に関する方針が定められている場合には、それらの方針を踏まえて方針を定める必要がある。

ウ) 歴史まちづくり計画区域及び重点地区の設定

歴史まちづくり計画区域は、歴史的風致維持・向上に関する方針に基づき、歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上を推進する地域を設定する。

重要な歴史的資産や歴史的資産が集積する地区にあつては、重点地区を指定し、地区の特性に応じてきめ細かな対応を図れるようにすることが望ましい。

エ) 歴史的風致の維持・向上のために必要な事項

a. 文化財の保存又は活用に関する事項

重要文化財等の保存及び活用については、各建造物及び建造物群として地区が有する本質的価値に対する現状変更等の基準、その適正な保護・管理及び整備・活用するための保存管理計画を策定し、この計画の基本方針に基づいて基準を運用し、その適正な保護・活用に努める。また、防災面については、防災施設等整備基本計画を策定し、地区としての総合的な防災に関する基本方針や整備年次計画を定める。

一方、個別の保存管理計画を定めていないものは、文化財保護法に基づき、き損、現状変更や保存に影響を及ぼす行為に対し、個別に本質的価値を保全するための許可制による行為制限を行うこととする。

b. 歴史的風致の維持・向上施設の整備又は管理に関する事項

都市公園及び道路、駐車場等の歴史的風致の維持及び整備に関する事項については、事業主体、事業内容、事業の必要性を明らかにする。

都市公園においては、歴史的文化遺産の保護と新たな文化資産の創造を図るために、調査研究の進展と蓄積を図りながら、公園全体の活用方向を踏まえて現在ある遺産を良好に保存・修築するとともに、復元を含めた総合的な取り組みを進めることとする。

道路・駐車場、無電柱化等においては、当該地域における市街地の歴史的風致の保全・整備に関する事業体系毎に事業計画を作成し、自然や歴史的文化的な遺産を活かし、用水沿いの散歩道、歴史的街並みが残る道などと、幹線道路の歩道を結ぶことで当該地域の歴史や、文化、自然などを訪ね歩くことができる道筋整備を進めることとする。

オ) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

重要文化財等と一体で歴史的風致を形成する建造物について保全するため、地域の歴史的又は伝統的な建造物であって、現に歴史的風致を形成しており、かつその歴史的風致の維持・向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを歴史的風位形成建造物に指定する。

なお、歴史的資産として重要な建造物は、文化財になっている場合がある。文化財のうち文化財保護法の規定により指定又は仮指定された国宝、重要文化財は、現状変更について厳しく規制されているため、歴史的風致形成建造物に指定することはできない。

歴史的風致形成建造物の指定の方針の設定にあたっては、歴史的風致維持・向上に関する方針に基づき、どのような建造物を重要と考え指定するのか明らかにする。

カ) 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

歴史的風位形成建造物の管理は、此処の建造物の価値に基づき適正に行われなければならない。すなわち、文化財保護条例に基づく指定文化財は、建造物の外部及び内部とも現状維持を基本に、痕跡に基づく修理・復元を原則とする。独自条例に基づく指定建造物お

よび登録文化財については、建造物の外観保存を基本とした修理を原則とするが、建造物の保存・活用のために必要な部分的改修は認め、内部については必要な改造を認める。

なお、道路から望見される建造物の外観は歴史的風致を形成する重要な要素であることから、その変更については十分な検討と配慮が必要であり、特に増築などが必要な場合は、道路から望見されない部分で行うことを基本とする。

キ) 計画期間

計画期間は、概ね10年計画とし、計画期間における歴史的風致の維持・向上に必要な事項、歴史的風致形成建造物の保全のために必要な事項などについて目標を設定する。